

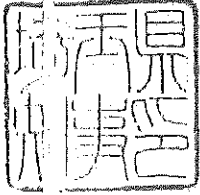
裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長
[REDACTED]



上記審査請求人が平成28年11月17日及び平成29年2月14日付けで提起した、処分庁が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護停止決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

審査請求人が処分庁から受けた法第26条による保護停止決定（平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け。）を取り消すとの裁決を求める。

2 事案の概要

本件は、処分庁が、法に基づく保護を受けていた審査請求人が逮捕・勾留されたことを知り、勾留の翌日から保護を停止する意思決定をしたところ、審査請求人に対し保護停止決定通知書を送付しないまま保護費の支給を停止していたことに対し、審査請求人が本件処分は違法な処分であるとして、本件処分の取消しを求め、支給済みの保護費の返還請求をやめること及び保護停止期間中の保護費の支払いを求める審査請求をした事案である。

3 前提事実

(1) 当事者

ア 審査請求人

埼玉県[REDACTED]市に居住地（居宅）を有する者であつて、処分庁から法に基

づき保護を受けていた被保護者であったが、逮捕・勾留された翌日から保護を停止されたものである。

イ 処分庁

市長は、法第19条第1項による保護の実施機関であり、処分庁は、同条第4項に基づき、同市長から委任を受けて、同市（審査請求人の居住地）における保護の決定及び実施に関する事務を行う福祉事務所の長である。

(2) 関係法令等

ア 保護の補足性の原理

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

イ 基準及び程度の原則

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法第8条第1項）。

前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない（法第8条第2項）。

ウ 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする（法第9条）。

エ 保護の実施機関による保護の決定及び実施

市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（法第19条第1項）。

処分庁は、上記（1）イのとおり、市長から委任を受けて、法の定めるところにより、保護の決定及び実施に関する事務を行っている。

なお、市が法第19条第1項、第26条（後記オ）等の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とされている（地方自治法第2条第9項第1号、第10項、別表第一の「生活保護法」の項）。

オ 保護の停止及び廃止

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。

(ア) 保護の停止及び廃止（法第26条）についての処理基準

保護の停止及び廃止を定める法第26条について、処理基準（厚生労働大臣がその所管する法に係る都道府県及び市町村の法定受託事務（前

記エ参照)の処理について、都道府県及び市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準。地方自治法第245条の9第1項及び第3項)として、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「課長通知」という。)の第10(保護の決定)があり、これによれば次の基準により、法第26条の「保護の停止」を取り扱うものとされている。

被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるべき。

1 保護を停止すべき場合

- (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間(原則として日を単位とする。)をあらかじめ定めること。

- (2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

- (1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。
- (2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。

(イ) 保護の停止及び廃止(法第26条)についての解釈基準

保護の停止の判断に当たり考慮すべき要素として、法を所管する厚生労働省が示した解釈基準として、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(この事務連絡を掲載した公刊物として『生活保護手帳別冊問答集』がある。以下「課長事務連絡」という。)の問7-15(警察官署に留置された場合)があり、これによれば次のとおり解すべきものとされている。

(問) 被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか。

(答) お見込みのとおりである。

カ 審査請求の審査庁

法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする(法第64条)。

(3) 前提事実

ア 処分庁は、平成 年 月 日から、審査請求人に対する生活保護を開始した。

イ 審査請求人は、平成 年 月 日、覚せい剤所持により、埼玉県 警察署に逮捕、勾留された。

ウ 処分庁は、同月 日、埼玉県 警察署から審査請求人に関する捜査関係事項照会書を受領し、同月 日、その回答書を同警察署に持参した際、同警察署員から、審査請求人が覚せい剤所持により同月 日に逮捕され、勾留期間は未定との報告を受けた。

エ 保護停止決定(本件処分)

処分庁は、同月 日、審査請求人の逮捕の翌日である同月 日から保護停止とする決定を行った(乙3の2)。

処分庁は、同月 日に同月分の生活扶助費 円を支給済みであったため、保護停止日以降を日割り計算し、過支給額となる 円について返納の対象とした。

保護停止決定通知書(平成 年 月 日付け。以下「本件処分通知書」という。乙2)には、「2 停止する期間」が「平成 年 月 日～」、「4 廃止・停止の理由」が「 さんの逮捕(月 日付)により停止します。◆ 過支給額は、 円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。 円返納してください。」と記載されていた。

処分庁は、本件処分通知書及び納付書を、審査請求人に送付せず、処分庁にて保管した。

オ 保護廃止決定

処分庁は、同年 月 日、埼玉県 警察署署員から、審査請求人はいまだ勾留中であり、継続されるとの情報提供を受けた。そのため、処分庁は、同日、廃止日を同月 日とする保護廃止決定を行った(乙3の1)。

処分庁は、この時、保護廃止決定通知書を、審査請求人に送付しなかった。

カ 審査請求人は、同年 月 日、処分庁に、親族の住所を教えてほし

い旨の文書を送付し、■■■■ 拘置支所を宛先として文書発送を求めてきた。処分庁は、同日付けでその文書の回答とともに、保護廃止決定通知書（平成■■■年■■■月■■■日付け。乙1）を審査請求人に送付した。

保護廃止決定通知書（乙1）には、「3 廃止する時期」が「平成■■■年■■■月■■■日」、「4 廃止・停止の理由」が「■■■■さんの勾留期間が6か月を超えたことにより廃止します。」と記載されていた。

キ 審査請求人は、埼玉県知事（審査庁）あてに同月■■■日付けの手紙を送付し、審査庁に受理された（丙1）。

手紙の内容は、処分庁から廃止日を同年■■■月■■■日とする保護廃止決定通知書（乙1）が郵送されたが、同年■■■月■■■日の逮捕・勾留以後、一回も保護費を受け取っておらず、同年3月から10月までの保護費がもらえるのかどうか、保護廃止決定通知書が届いたので審査請求をしたい、というものだった。

ク 審査庁の福祉部社会福祉課長は、同年■■■月■■■日、埼玉県知事に代わって、審査請求人に返信した。その主な記載内容は、次のとおりである（丙2）。

（ア）手紙の内容について処分庁に確認したところ、審査請求人の生活保護は逮捕・勾留されたことを理由として、同年■■■月■■■日付けで停止されたこと。停止期間中は勾留場所で飲食が提供されるため、生活保護費は支給されないこと。

（イ）起訴後は勾留期間の見込みなどを確認の上、おおむね6か月程度保護を要しない期間が続くと見込まれる場合は、生活保護を廃止することとなっていること。

（ウ）審査請求人の生活保護は、勾留期間が6か月を超えたことを理由として同年■■■月■■■日付けで廃止されたこと。

（エ）生活保護の停止や廃止を決定したことに不服がある場合には審査請求をすることができるので、審査請求をする場合には審査請求書の書式に必要事項を記入して提出してほしいこと。

ケ 審査請求人は、同月17日、埼玉県知事（前記（2）カ参照）に対し、本件処分のうち、同年3月分の取消しを求め、本件審査請求を提起した（第1事件）。

コ 処分庁は、本件審査請求（第1事件）の審理手続の中で、審理員に対し、平成29年1月13日付けで、弁明書の添付書類として本件処分通知書の写しを提出した。審理員は、これを乙第2号証として、同年2月6日付けで審査請求人に送付した。

サ 審査請求人は、同月14日、埼玉県知事（前記（2）カ参照）に対し、本件処分のうち、平成■■■年■■■月■■■日以降同月末までの保護停止の取消しを求め、本件審査請求を提起した（第2事件）。

4 争点

処分庁が、審査請求人が逮捕・拘留された日の翌日から生活保護を停止した処分は違法又は不当か。

また、生活保護の停止を決定したにもかかわらず、処分の相手方である審査請求人に、保護停止決定通知書を送付しないまま、保護費の支給を停止したことが違法又は不当か。

第2 審理関係人の主張の要旨

本件の争点は、前記第1の4のとおりと解されるところ、当事者の主張は次のとおりである。

1 審査請求人の主張

(1) 私が逮捕されたのが平成 年 月 日で、同月 日付けで緊急停止され、すぐに同年3月分の生活保護が停止され、払い込みが停止されたことに対して不服を申し立てる。

停止期間中は、勾留場所での飲食が提供されるため、生活保護費は支給されないとのことだが、衣類などの生活用品がなくて金が必要だった。

私が処分庁に手紙を出したところ、保護を廃止する時期を同年 月 日とする保護廃止決定通知書が送られて来た。

処分庁から私あてに、保護停止決定通知書が送られて来ず、審査庁の福祉部社会福祉課長からの手紙で、初めて停止の月日を知った。

本件処分を取り消し、保護停止となった同年3月分の保護費を支払ってほしい(第1事件)。

(2) 処分庁から、過支給額として同年 月 日から同月末日までの返納を求められているが、お金が一銭もないので、返納することができない。

本件処分を取り消し、保護停止となって返納を求められている同年2月分の返納請求をやめてほしい(第2事件)。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、審査請求人が平成 年 月 日に勾留され、「被保護者が保護を必要としなくなったとき」(法第26条)に該当したため、逮捕の翌日から保護停止とする決定を行ったものである。

(2) 本件処分通知書(乙2)が請求人に到達していないことについては、請求人が勾留されたことから、本庁において保管していたものである。

(3) 保護停止決定自体は、審査請求人が勾留されたことから、審査請求人の生活費については生活保護法の措置に代わり、刑事行政の一環として措置されたことによるものであり、その効力に影響はないと考える。

(4) 勾留後6か月が経過し、廃止決定を行う時期となったことから、同年 月 日に埼玉県 警察署署員に勾留の継続を確認のうえ、保護廃止決定を

行った。

- (5) 同年 月 日に請求人から親族の住所を知らせてほしい旨の文書が届き、請求人が 拘置所を宛先として文書発送を求めてきたことから、回答文書とともに停止と廃止の混同を避けるため、審査請求人に保護停止決定通知書(乙2)を送付せずに保護廃止決定通知書(乙1)を送付した。

第3 理由

1 争点に対する判断

- (1) 処分庁は、審査請求人の勾留により、その最低生活費は刑事行政の一環として措置されるべきであるから、「保護を必要としなくなったとき」(法第26条)に該当するとして、保護の停止を処分庁の内部において意思決定した。

保護の停止の決定は「書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」(同条)とされているところ、処分庁は本件処分通知書を作成したものの審査請求人に送付せず、本庁に保管したままとなっている(前提事実(3)エ)。

「行政処分が行政処分として有効に成立したといえるためには、行政庁の内部において単なる意思決定の事実があるかあるいは右意思決定の内容を記載した書面が作成・用意されているのみでは足りず、右意思決定が何らかの形式で外部に表示されることが必要であり、名宛人である相手方の受領を要する行政処分の場合、さらに右処分が相手方に告知され又は相手方に到達することすなわち相手方の了知しうべき状態におかれることによつてはじめてその相手方に対する効力を生ずるものというべきである(最高裁判所昭和57年7月15日第一小法廷判決民集36巻6号1146頁)。」

本件において、処分庁は本件処分通知書を作成・用意していたが、処分庁内部に保管しているだけで外部に表示しておらず、また、処分の名宛人である審査請求人には送付していないため、処分庁の保護停止の意思決定は審査請求人の了知しうべき状態におかれていない。このような事実関係において処分庁による審査請求人に対する有効な保護停止決定がされたかについては、本件処分は行政処分としていまだ成立していないといわざるを得ず、処分庁の審査請求人に対する有効な保護停止決定の処分は存在していない。

- (2) 有効な保護停止決定の処分が存在しないにもかかわらず、保護停止決定日である平成 年 月 日から同月末日までの支給済みの保護費の返還を求め、同年 月から同年 月 日までの保護費を不支給としていることは、違法であるといわざるを得ない。

よって、本件処分の取消しを求める審査請求人の審査請求には理由がある。

- (3) なお、前記(2)により、本件審査請求の裁決に当たっての判断としては足りることになるが、念のため、紛争の一回的解決に意義があると思われる

ため、以下、被保護者が逮捕・拘留された場合の保護の停止処分について補足的に判断する。

法第26条及び課長通知の第10、課長事務連絡の問7-15（前記第1の3の（2）の才参照）に照らして、被保護者の逮捕・拘留日の翌日から保護を停止することについては、違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

平成29年8月8日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

